

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区個人情報保護条例の一部改正について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：区長室区政情報課広報係)

1 改正理由

平成20年度第4回の本審議会において、統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の適用除外を定める条項の一部改正について承認を得たところであるが、その後東京都が東京都統計調査条例において、改正後の統計法の適用を受けない東京都独自の統計調査について定め、同条例において、守秘義務、漏えいした場合の罰則等の個人情報の保護について別個の仕組みを定めた。

現在、統計法に基づく統計調査に係る個人情報について、その保護は統計法で図られているため、新宿区個人情報保護条例の適用除外としている。東京都統計調査条例に基づく東京都独自の統計調査に係る個人情報についても、同条例においてその保護が図られるため、統計法に基づく統計調査に係る個人情報と同様の取扱いとし、新宿区個人情報保護条例の適用除外とするのが適当である。

2 改正内容

適用除外とする統計調査に、東京都統計調査条例に基づく統計調査を加える。

(平成20年度第4回の本審議会において承認された改正内容に追加することとなる。)

別紙新旧対照表のとおり

3 施行日

平成21年4月1日

改正案	第4回審議会承認改正案
<p>第1条～第38条 (省略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第39条 法令及び他の条例に、開示請求等その他これに類する請求等について規定されている場合は、その定めるところによる。</p> <p>2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において「調査票情報」という。)に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報</p> <p>(2) 統計法第24条第1項の規定による届出があった統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p><u>(3) 東京都統計調査条例(昭和32年東京都条例第15号)第2条第2項に規定する都統計調査に係る調査票情報(同条例第9条に規定する調査票情報をいう。)に含まれる個人情報(前号に該当するものを除く。)</u></p> <p>3 この条例は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。</p>	<p>第1条～第38条 (省略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第39条 法令及び他の条例に、開示請求等その他これに類する請求等について規定されている場合は、その定めるところによる。</p> <p>2 この条例は、統計法(昭和19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第29条第1項の規定により提供された行政記録情報に含まれる個人情報並びに同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。</p> <p>3 この条例は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。</p>